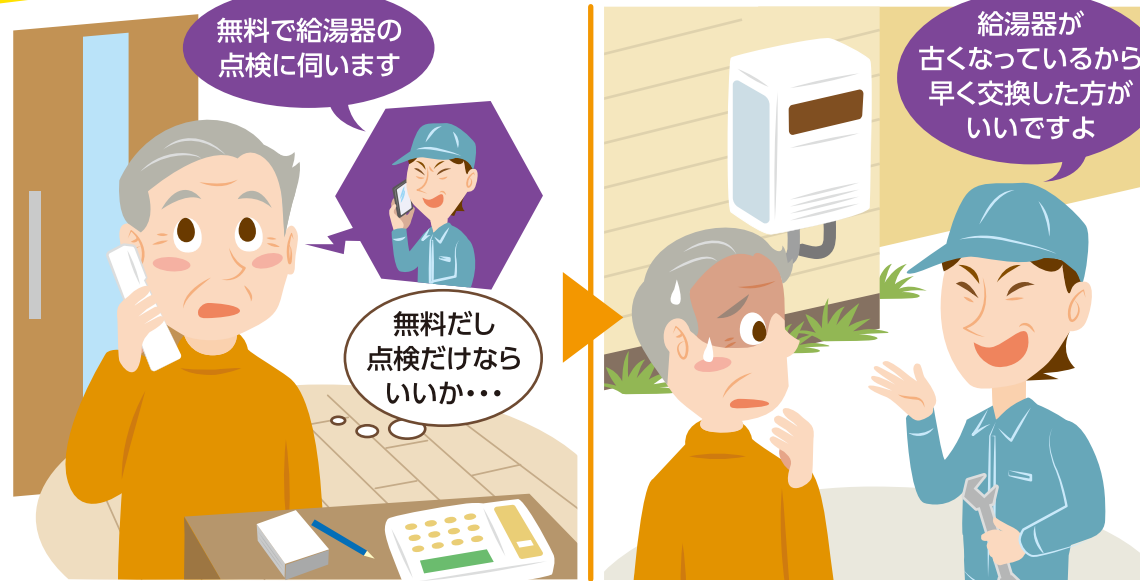


「おかしいな?」と思ったらすぐ相談！悪質商法を見逃さない！！

点検商法

「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた！



ここに注意

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

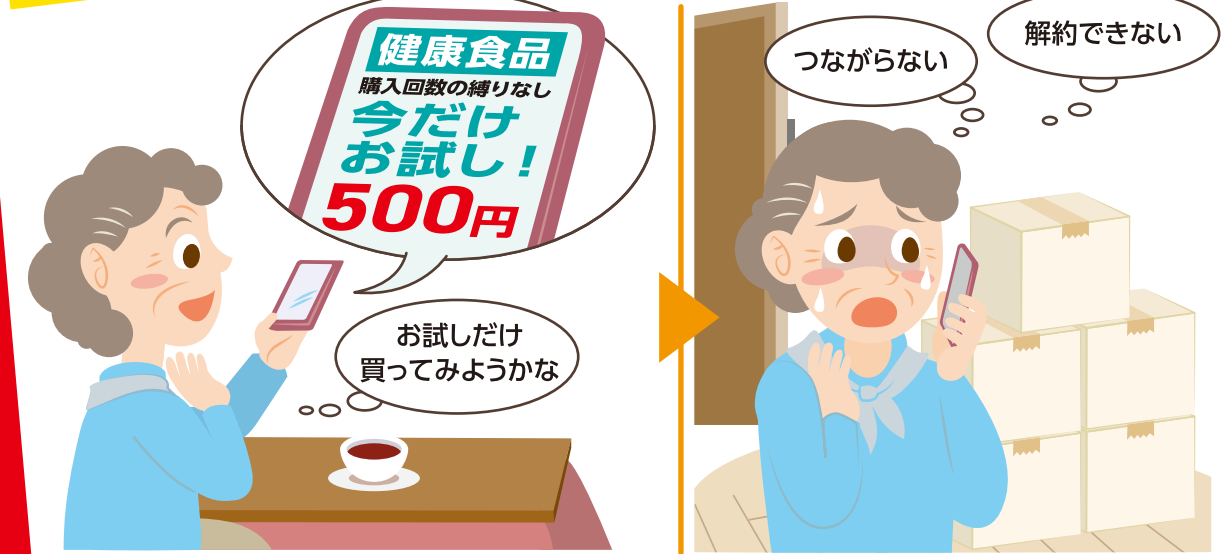
見逃さない

- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

分電盤・リフォーム（外壁・床下・屋根）などでも同様のトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった！



ここに注意

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。

見逃さない

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた！



ここに注意

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報は教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

見逃さない

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

川崎市消費者行政センター
相談窓口電話番号

☎044-200-3030

電話勧誘トラブル

海産物購入をしつこく勧められた！



ここに注意

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

見逃さない

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。